

議案第 22 号

消防関係事業の取扱いについて

消防関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年5月31日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

- 1 消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。
- 2 消防体制については、各町とも消防分署とする。
- 3 上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。
- 4 上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 5 上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとする。

協定項目	消防関係事業の取扱い			所管専門部会名	総務専門部会
調整の方向性	1 消防関係事業の取扱いについては、宇都宮市の制度に統一するものとする。 2 消防体制については、各町とも消防分署とする。 3 上河内町及び河内町と宇都宮市の消防事務受委託契約は、合併の日の前日をもって廃止するものとする。 4 上三川町が加入している石橋地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。 5 上三川町の地域内にある石橋地区消防組合所有の消防財産（消防団関係を除く）については、上三川町の所有とし、合併時に新市に引き継ぐものとする。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市	上 三 川 町	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1 組織体制の現状 1 本部 3 署 1 1 分署	1 分署 (石橋地区消防組合上三川分署)	(1 分署)	(1 分署)	上河内町・河内町は、宇都宮市委託に伴う配置分署であり、宇都宮市の内数。	
2 人員の現状 4 3 4 人	2 3 人 (石橋地区消防組合上三川分署)	(1 6 人)	(1 8 人)	上河内町・河内町は、宇都宮市委託に伴う配置人員であり、宇都宮市の内数。	

消防関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 13 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

消防体制については，黒埼町消防署は新潟市西消防署黒埼出張所とし，黒埼町消防団は新潟市西消防団第 1 4 分団とする。黒埼町の消防団員数は現行の通りとする。

イ 呉市の例（平成 15 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

下蒲刈町地域の消防，救急，救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。

ウ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併予定 編入 1 市 6 町）

消防防災関係事業は，原則として長崎市の制度に統一するものとする。

ただし，消防団については，当分の間，香焼町，伊王島町，高島町，野母崎町，外海町及び三和町をそれぞれ地区とし組織を再編するものとする。また，各町と長崎市の間の消防事務の委託は，合併の前日をもって廃止する。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併予定 編入 1 市 5 町）

消防防災関係事業については，合併時に鹿児島市の制度に統一するものとする。

松元町と郡山町の区域には，合併時に消防自動車及び救急自動車を配置する拠点を新設するものとする。

防火水槽等建設補助金事業及び消防協会事業は，合併時に廃止するものとする。

(2) 関係法令

○消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）

（消防本部及び消防署の設置と組織）

第 1 1 条 消防本部及び消防署の設置，位置，名称並びに消防署の管轄区域は，条例で定める。

2 消防本部の組織は、市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

（消防職員）

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

（消防職員の身分取扱い、階級等）

第14条の4 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他の身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。